平成29年度奈良県・市町村土木職員採用共同試験を次のとおり実施します。 平成29年7月14日

> 奈良県人事委員会委員長 馬 場 勝 也 平成29年度奈良県・市町村十木職員採用共同試験案内

> > 平成29年7月14日 奈良県人事委員会

受 付 期 間 平成29年8月18日(金)午前9時~9月8日(金)正 午

第 1 次 試 験 日 平成29年9月24日(日)

第 1 次 試 験 会 場 奈良県立畝傍高等学校

#### <土木職員(土木技術系職員)とは>

各自治体において、土木に関する専門的な知識や技術等の能力を生かして、道路や橋梁、上下水道といった公共建造物の設計・施工、維持管理や修繕、まちづくりといった土木に関する専門的な行政事務に従事します。

また、各自治体の地理的特性による業務や風水害等への緊急対応に従事することがあります。

平成29年度奈良県・市町村土木職員採用共同試験を次のとおり行います。

1 試験職種、各自治体の採用予定人員等

<b>建</b>	白沙林夕	採用予定	/## <del>**</del>
試験職種	自治体名 	人 員	備考
	奈 良 県	2人程度	①試験職種を1つ選択してください。 ②選択した試験職種に属する自治体の中から、
	天 理 市	1 人程度	採用を志望する順に第1志望から第3志望 までの自治体を選択して申し込んでくださ い。 ※ 志望する自治体が1団体のみの場合は

I	種	五條市	2人程度
		宇陀市	2人程度
		川西町	1人程度
		山 添 村	1人程度
П	種	天 川 村	1 人程度
II	(生)	下北山村	2人程度
		東吉野村	1 人程度

第2志望以降の自治体を、志望する自治体が2団体の場合は第3志望の自治体を選択する必要はありません。

- ③第1志望から第3志望までの自治体を全て 選択した場合で、かつ、第3志望までの自 治体以外の自治体でも採用を志望する場合 に限り、「いずれかの自治体で採用を志望 する」を選択することができます。
  - ※ 天理市は、第1志望から第3志望までで天理市を選択した受験者の中から第1 次試験合格者を決定しますので、「いずれかの自治体で採用を志望する」を選択しても、天理市の第1次試験合格者となることはありません。
  - ※ 受験申込の際に選択された試験職種、 志望自治体及び志望順位は、後期日程試 験の際も引き続き適用されます(選択し 直すことはできません。)ので、志望自 治体を選択する際は注意してください。
- ※ 採用予定人員は、現時点での見通しですので、変更になることがあります。
- ※ 試験職種、志望自治体及び志望順位の変更・追加・削除は認めません。
- ※ 受験者の試験の成績が一定以下の場合は、合格人数が採用予定人員を下回ること があります。
- ※ 採用予定人員は、前期日程・後期日程を合わせた人数です。各自治体の採用予定人員が、前期日程で確保された場合、後期日程は実施しません。また、採用予定人員が確保されなくても後期日程を実施しないことがあります。
- ※ 後期日程を受験する場合の試験職種、志望自治体及び志望順位は、受験申込の際

### に選択されたものから変更することはできません。

#### 2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する人

試験職種	受 験 資 格
I 種	昭和63年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人
II 種	昭和63年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人

- (2) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人
  - ・ 成年被後見人又は被保佐人(民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含みます。)
  - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが なくなるまでの者
  - ・ 採用を志望する自治体の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2年を経過しない者
  - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 国籍は問いません。ただし、日本国籍を有しない人については、在留活動に制限のない在留の資格を有する人に限ります。

#### 3 試験日時・試験会場

試 験	種目	試 験 日 時	試 験 会 場
第1次 試験	教養試験専門試験	平成29年9月24日(日) 受付開始 午前8時10分 試験開始 午前9時20分 試験終了 午後1時45分頃 (II種試験)	奈良県立畝傍高等 学校(橿原市八木 町3-13-2)

		午後2時15分頃 (I種試験)	
第2次 験	口述試験論性検査等	【前期日程】 平成29年10月21日(土)から 同年12月20日(水)までの期間 中で各自治体が定める日時 (第1次試験合格者に各自治体から 通知します。)  【後期日程】 平成30年1月27日(土)から同 年3月31日(土)までの期間中で 各自治体が定める日時 (第1次試験合格者に各自治体から 通知します。)	各自治体が定める 会場 (第1次試験合格 者に各自治体から 通知します。)

- ※ 後期日程は実施しないことがあります。
- ※ 自治体によっては、第3次試験等を実施することがあります。
- 4 試験の方法、内容及び合否決定の方法
  - (1) 第1次試験

ア 第1次試験は、次のとおり共同で実施します。

## <I種試験>

試 験	種目	配点	内	容
筆 記	教 養 試 験	100点	公務員として必要な一 について、大学卒業程 試験を行います。40 須解答です。	是度で択一式による

試	験			土木の専門的知識及び能力について、大 学卒業程度で択一式による試験を行いま
		専門 試 験	100点	

# 【出題分野】

教養	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的 推理及び資料解釈に関する一般知能
専門	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画 を含む。)及び材料・施工

# <Ⅱ種試験>

試 験	種目	配点	内容
筆 記	教養試験	100点	公務員として必要な一般的知識及び知能 について、高等学校卒業程度で択一式に よる試験を行います。40題出題し、全 て必須解答です。 (2時間)
試 験	専門 試 験	100点	土木の専門的知識及び能力について、高 等学校業程度で択一式による試験を行い ます。30題出題し、全て必須解答です。 (1時間30分)

# 【出題分野】

教	養	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的 推理及び資料解釈に関する一般知能
専	門	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学及び土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工

イ 第1次試験の合否(Ⅰ種・Ⅱ種試験共通)は、次のとおり決定します。

前期日程及び後期日程の第1次試験合格者は、9月24日(日)に実施する第 1次試験の成績、志望自治体等により、各日程ごとに決定します。前期日程第1 次試験合否決定で不合格となった場合であっても、再度、第1次試験を受験する ことなく、後期日程第1次試験合格者となる場合があります。

### (ア) 前期日程

教養試験及び専門試験の合計得点(200点満点)により、高得点の受験者から順に、受験者が選択した志望自治体を優先し、各自治体ごとの合格者を決定します。このため、第1志望の自治体で不合格の場合でも、第2志望又は第3志望の自治体で合格となる場合があります。

また、第3志望までの自治体に不合格の場合でも、受験申込時に「いずれかの自治体で採用を志望する」を選択していた場合、第3志望までの自治体以外の自治体で合格となる場合があります。

- ※ 自治体によっては、専門試験に最低基準点がありますので、これに達しない場合は不合格となります。したがって、合計得点及び順位が上位であっても不合格となる場合があります。
- ※ 天理市は、第1志望から第3志望までで天理市を選択した受験者の中から 第1次試験合格者を決定しますので、「いずれかの自治体で採用を志望する 」を選択しても、天理市の第1次試験合格者となることはありません。

#### (4) 後期日程

前期日程と同様の方法により、決定します。

ただし、前期日程第1次試験で合格となった自治体がある場合、後期日程では、当該自治体の第1次試験合否決定の対象とはなりません。

#### (2) 第 2 次試験 ( I 種 · II 種試験共通)

ア 第2次試験は、次のとおり各自治体が個別に実施します。

前期日程・後期日程それぞれの期間中に、各自治体が個別に試験を実施し、最終合格者を決定します。(自治体によっては、それぞれの期間中に、第3次試験等を実施し、最終合格者を決定する場合があります。)

ただし、後期日程は、前期日程で採用予定人員を確保できなかった場合で、かつ、自治体が必要と判断した場合に実施します。

### < I 種・II 種試験及び前期・後期日程共通>

試 験 種 目	配 点 • 内 容
口述 試験 論作文試験 適性検査等	各自治体によって、実施する試験種目が異なりますので、各自 治体のホームページ等で確認してください。

イ 第2次試験の合否(I種・II種試験及び前期・後期日程共通)は、各自治体が、 第2次試験の成績に基づき、各自治体が定める合格決定基準により決定します。

#### 5 受験手続

原則としてインターネットにより申し込んでください。

- ◎インターネット申込ができない方は、必ず8月30日(水)午後5時までに県人事委員会事務局に問い合わせてください。
- ◎申込みができる試験職種は<u>I種又はII種のいずれか一つに限ります。申込みの重複</u>が確認された場合、最初に申し込まれたものを優先し、他の申込みは削除します。
- ◎選択した試験職種のうち、採用を志望する順に第1志望から第3志望までの自治体を選択して申し込んでください。教養試験及び専門試験の合計得点により、第1志望の自治体で不合格の場合でも第2志望又は第3志望の自治体で合格となる場合があります。
- ◎第1志望から第3志望までの自治体を選択した場合であって、かつ、第3志望までの自治体以外の自治体でも採用を志望する場合に限り、「いずれかの自治体で採用を志望する」を選択することができます。

◎試験職種、志望自治体及び志望順位については、受付事務完了後の変更・追加・削除は認めません。

#### 【注意】

- ◎志望する自治体が1団体のみの場合は第2志望以降の自治体を、志望する自治体が2団体の場合は第3志望の自治体を選択する必要はありません。ただし、第1志望の自治体のみを選択し、第2志望以降の自治体を選択しなかった場合、第1志望の自治体の合格最低点を満たさなかった時点でこの試験には不合格となります。また、第2志望までの自治体を選択し、第3志望の自治体を選択しなかった場合、第1志望及び第2志望の自治体の合格最低点を満たさなかった時点でこの試験には不合格となります。
- ◎試験のQ&Aは、県人事委員会事務局ホームページの「奈良県・市町村土木職員採用共同試験」のページ(http://www.pref.nara.jp/42115.htm)を参照してください。
  - 1 県人事委員会事務局ホームページの「奈良県職員採用試験情報」 (http://www.pref.nara.jp/9723.htm) の「電子申請」のボックス から電子申請・届出システムに接続してださい。
  - 2 「電子申請サービスはこちら」をクリックすると手続き申込画面が開きます。登録がまだの方は「利用者登録」をクリックし、手順に従って利用者登録を行ってください。 (登録したパスワードは必ず控えをとっておいてください。)
  - 3 利用者 I D及びパスワードによりログインの上、受験申込を行ってください。整理番号及びパスワードが表示されます。(整理番号及びパスワードは申込内容の照会に必要です。)

申込方法

- 4 受験申込後、申込完了通知メールが自動送信されます。申込完了 通知メールが翌日になっても届かない場合は、県人事委員会事務局 までお問い合わせください。(申込完了通知メールが届かない場合 は、申込は完了していません。)
- 5 受付事務完了後、審査完了通知メールが送信されますので、その 内容に従って、受験票をプリントアウトし、必要事項を記入の上、 写真(最近3か月以内に撮影した上半身脱帽正面向縦4cm、横3cm

のもの)を貼って試験当日に持参してください。
※審査完了通知メールが平成29年9月12日(火)午後5時までに到着しない場合には、必ず同年9月13日(水)に県人事委員会事務局までお問い合わせください。
※申込受付最終日に電子申請サーバーが停止している等の事情により申込みができない場合には、県人事委員会事務局まで電話でお問い合わせください。
中込みができない場合には、県人事委員会事務局まで電話でお問い合わせください。
平成29年8月18日(金)~同年9月8日(金)
※初日は午前9時から、最終日は正午までに受信したものを受け付けます。

#### 6 受験上の配慮

身体障害者手帳等を有する人等で、拡大文字による受験、手話通訳、車椅子の使用等を希望する場合は、申込時に特記事項欄に内容を入力してください。職務の専門性から、点字による受験はできません。

併せて、必ず申込期間中に県人事委員会事務局まで電話又は「お問い合わせフォーム」(https://www.secure.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=1537)により連絡してください。なお、申込期間中に連絡が無い場合は、対応できません。

#### 7 合格発表

#### 【前期日程】

試験	時期	方法
第1次試験	平成29年10月2 0日(金)正午(予	ア 県人事委員会 奈良県庁及び奈良県奈良総合庁舎の掲 示板並びに県人事委員会事務局のホーム ページに、各自治体の合格者の受験番号
	定)	を掲示します。         イ 各自治体

		当該自治体の合格者に通知します。
第2次試験	各自治体の試験実施 後、発表します。	各自治体が当該自治体の合格者に通知します。

※ 第1次試験合格者の受験番号は、合格発表後2週間、県人事委員会事務局ホームページの「奈良県職員採用試験情報」(http://www.pref.nara.jp/9723.htm)で確認できます。

### 【後期日程】

試 験	時期	方法
第1次試験	平成30年1月26 日(金)正午(予定 )	ア 県人事委員会 奈良県庁及び奈良県奈良総合庁舎の掲 示板並びに県人事委員会事務局のホーム ページに、各自治体の合格者の受験番号 を掲示します。 イ 各自治体 当該自治体の合格者に通知します。
第2次試験	各自治体の試験実施 後、発表します。	各自治体が当該自治体の合格者に通知します。

- ※ 第1次試験合格者の受験番号は、合格発表後2週間、県人事委員会事務局ホームページの「奈良県職員採用試験情報」(http://www.pref.nara.jp/9723.htm)で確認できます。
- 8 合格から採用まで
  - (1) 最終合格者は、各自治体それぞれの手続に基づき、採用されます。
  - (2) 採用は、原則として平成30年4月1日以降の予定です。ただし、学校の既卒者

については、平成30年4月1日より前に採用されることがあります。

- (3) 受験申込の内容に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。
- 9 日本国籍を有しない人の任用について

「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わることはできない。」とする公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。

- (1) 日本国籍を有しない人は、公権力の行使に携わる職又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。
- (2) 日本国籍を有しない人は、採用時に「在留活動に制限のない在留の資格」がない場合には採用されません。

#### 10 給与

初任給は、各自治体の条例等の規定により定められた額(大学新卒の場合178, 200円~184,800円程度、高校新卒の場合146,100円~158,80 0円程度)が支給されます。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、地域手当、 期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

なお、初任給は、採用前の経歴等に応じて加算されることがあります。

#### 11 試験結果の開示

この試験の受験者は、下記のとおり、第1次試験(前期日程・後期日程共通)については奈良県個人情報保護条例に基づき口頭により開示を請求することができます。

なお、電話等による請求では開示できませんので、受験者本人が本人であることを 証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参の上、直接、県人事委員会事務局までお 越しください。

また、第2次試験結果の開示については、受験した各自治体の個人情報保護条例等に基づき実施しますので、開示の方法、期間、場所等は各自治体に問い合わせてください。

試験	開示請求できる人	開示内容	開示の期間	開示の場所及び時間
	後期日程に		後期日程第1次 試験合格者発表	

第1次	係る第1次格 者での の の の の の の の の の の の の の の の の の の	第1次試験の総 合得点、種目別 試験結果及び順 位	の日から1月間 (平成30年2 月26日(月) まで(予定)) 各自治体の後期 日程の最終合格 者発表の日から 1月間	奈良県人事委員会事務局 午前9時から午後5時 まで(土曜日、日曜日 及び祝日は受け付けし ておりません。)
第2次 試験	開示の方法、	期間、場所等は名	各自治体に問い合え	oせてください。

### 12 その他

- (1) 第1次試験当日は、次のものを必ず持参してください。
  - ・受験票(写真を貼ったもの)
  - ・筆記具(HB又はBの鉛筆(シャープペンシルも可)数本、黒のボールペン及び 消しゴム)
  - 昼食
  - ・上ばき(スリッパ等)及び下ばき入れ
  - ※筆記具、上ばき及び下ばき入れは貸与しません。
- (2) 県人事委員会事務局ホームページの「奈良県・市町村土木職員採用共同試験」(http://www.pref.nara.jp/42115.htm) に受験申込状況等の情報を提供します。
- (3) 災害等で試験が実施できない場合等の緊急のお知らせは、上記ホームページに掲載します。

#### 【試験の概要】

- (1) Second Chanceについて
  - ・9月24日(日)に実施する第1次試験(筆記試験)を1度受験すると、第2 次試験は、前期日程第2次試験及び後期日程第2次試験の最大2回受験すること

ができます。

・前期日程第2次試験で不合格となっても、後期日程第2次試験を受験することで、前期日程とは異なる自治体で合格となる場合があります。

[Second Chanceのながれ]

- ① 受験者は、9月24日(日)の第1次試験を受験します。
- ② 第1次試験の成績、志望自治体等により、各自治体ごとの前期日程第1次試験 合格者を決定します。
- ③ 前期日程第1次試験合格者は、合格となった各自治体の前期日程第2次試験を 受験します。
- ④ 各自治体は、前期日程第2次試験受験者の中から、最終合格者を決定します。
- ⑤ 前期日程第2次試験において、採用予定人員を確保できなかった場合で、かつ、 必要と判断した自治体は、後期日程第2次試験を実施します。
- ⑥ 県人事委員会事務局は、後期日程の受験対象者に対し、後期日程を実施する旨 の通知を行い、受験の意思の確認を行います。
- ⑦ 後期日程の受験の意思を示した方を対象に、9月24日(日)の第1次試験の成績、志望自治体等により、各自治体ごとの後期日程第1次試験合格者を決定します。
- ⑧ 後期日程第1次試験合格者は、合格となった各自治体の後期日程第2次試験を 受験します。
- ⑨ 各自治体は、後期日程第2次試験受験者の中から、最終合格者を決定します。
- ※ この試験案内では、「第2次試験」とは、各自治体の最終合格者を決定する試験のことを指します。自治体によっては、最終試験として第3次試験等を実施する場合があります。
- [注意] 後期日程は、前期日程において、各自治体の採用予定人員を確保できなかった場合で、かつ、必要と判断した場合にのみ実施しますので、後期日程を 実施しない自治体があります。
- (2) 前期日程及び後期日程

次の期間中に各自治体が個別に第2次試験を実施し、最終合格者を決定します。

前期日程	平成29年10月21日(土)から同年12月20日(水)まで
後期日程	平成30年1月27日(土)から同年3月31日(土)まで

## (3) 各日程の第2次試験受験対象者

9月24日(日)に実施する第1次試験を受験した方で、以下の方が対象です。

日程	第 2 次 試 験 受 験 対 象 者
前期日程	各自治体の前期日程第1次試験合格者となった方
後期日程	各自治体の後期日程第1次試験合格者となった方 [後期日程第1次試験合否決定] 次の①から④のいずれかに該当する方で、県人事委員会事務 局に対し受験の意思を示した方を対象に、後期日程第1次試験の合否決定を行います。 ① 前期日程第1次試験に不合格となった方 ② いずれかの自治体の前期日程第2次試験を受験したが、不合格となった方 ③ いずれかの自治体の前期日程第1次試験合格者となったが、当該自治体の前期日程第2次試験を受験しなかった方 ④ 前期日程でいずれかの自治体の最終合格者となった方で、平成29年12月27日(水)正午までに採用辞退届を最終合格自治体に提出した方 ※ 全ての自治体が後期日程を実施するとは限らないことから、受験者の志望状況により、後期日程第1次試験の対象とならない場合があります。

(4) 各日程の第1次試験合否決定の方法

各日程の第1次試験合格者は、9月24日(日)に実施する第1次試験の成績により、各日程ごとに決定しますので、前期日程第1次試験合否決定で不合格となった場合であっても、再度、第1次試験を受験することなく、後期日程第1次試験合格者となる場合があります。

ただし、前期日程第1次試験で合格となった自治体がある場合、後期日程では、 当該自治体の第1次試験合否決定の対象とはなりません。

(5) 後期日程を実施する場合の対象者への通知及び手続

後期日程を実施する場合、以下のながれにより受験対象者宛て通知します。

後期日程の受験を希望する場合は、必ず下記の手続を行ってください。

期限までに手続がない場合、後期日程を受験する意思がないものとして処理しま すので、注意してください。

「後期日程実施のながれ」

- ① 平成29年12月末頃、県人事委員会事務局から受験対象者に対し、後期日程実施の通知を電子メール及び文書にてお知らせします。
- ② 後期日程の受験を希望する方は、①に添付及び同封した「受験確認書」に必要事項を記入し、郵送により提出してください。
- ※ 期限までに提出がない場合、後期日程を受験する意思がないものとして処理します。
- ○提出の方法:「受験確認書」を必ず簡易書留にて下記宛先へ郵送してください。

〒630-8113 奈良市法蓮町757番地 奈良県人事委員会事務局

提出期限:平成30年1月11日(木)必着

※期限を過ぎて到着したものは受け付けしませんのでご注意ください。